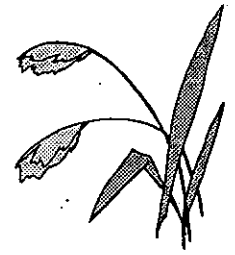


# 暮らしのフレッシュ便



NO4  
平成12年7月号

広島県立生活センター

7月は、製造物責任（PL）法が施行されて5年になります。この法律は、製造物の欠陥による被害の救済を図りやすくすることを目的にしていますが、消費者の誤使用による製品関連被害は救済されません。消費者は製品本体に記載されている警告表示や取り扱い説明書をよく読んで、正しい使い方をするとともに、製品の適切な選択、使用、保守及び廃棄に努めるようにしましょう。

## 5月の消費生活相談状況

5月は、688件（苦情619件、問い合わせ69件）の相談があり、前年同月に比べると47件（7.3%）の増加となっています。もっとも苦情が多かったのは4月と同じく「教室・講座」で、2位は「学習教材」、4月からの累計は、それぞれ178件、59件です。

### 苦情相談ワースト5

順位	商品・サービス名	件数	相談の一例
1	教室・講座	89	数年前に行政書士の資格講座通信教育の契約をしたが、勉強が難しく途中でやめてしまった。 「勉強を中断した者にお金を払えという電話が業者からあってもそれに対応するから」と電話がかかってきた。「行政に関するレポートを出せば添削をする。それで終了したことにして他の業者の勧誘に対応する。うちは教育指導団体で、通産省の機関ではないので有料（38万円）だ」と言うのだが、払わないといけないうか。
2	学習教材	42	電話で家庭教師を勧められ、家に説明に来た。90分3500円で地元の国立大学生が指導する。一人分で下の子も指導する。交通費は不要。ポイントを押さえて指導するために教材が必要と39万円の教材の契約をさせられた。信用できるかどうか心配だ。
3	他の運輸・通信	29	利用した覚えのない電話情報サービス料を請求するはがきが届いた。これまでに何度も請求してきたとか、指定期日までに払わなければ今後ローンが組めない等といったことが書かれている。調査費や事務費等も含まれているようだが、これまで全く請求がなかったのに突然届いて驚いている。
4	書籍・印刷物	22	紳士録の電話勧誘があり、あいまいな返事をしてしまった。書類を送るので要らない時は確認書に署名・捺印して返送するように言われたが、届いた書類に署名すると紳士録の購読と会員登録を了承するようになっている。どうすればよいか。
5	融資サービス	19	多重債務に陥り、電信柱に張ってあったチラシを見て融資を申し込んだ。しかしどこも貸してくれない。

## 相談ファイル

### 家庭教師がやって来ない

#### 《相談内容》

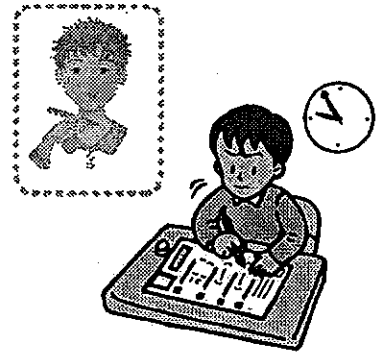
中学1年生の息子に家庭教師をつけませんかという電話があり、訪問を受けて家庭教師派遣の契約をしました。教材を使って指導するからと言うので、中学3年間分の教材3教科で40万円も一緒に契約しました。

ところが、家庭教師が約束どおりに来ないのでやめてもらいました。活用できない教材も解約したいのですが。(37歳 女性)

#### 《アドバイス》

相談者は、家庭教師の派遣契約を結んだつもりでしたが、クレジット契約書を見ると役務の提供は無に〇印がしてあり単なる教材の販売契約でした。家庭教師については、1ヵ月単位の契約なのでいつでも解約できますが、教材についてはクーリング・オフ期間を過ぎてしまうと解約は困難です。

高額な教材だけでは売りにくいので、家庭教師派遣・ファックス添削など学習指導を強調して勧誘がなされますが、教材を買わせることが目的です。しかも一度に膨大な量の契約をさせられます。最初に、販売目的や商品をよく確認して契約しましょう。



## 情報ファイル

### 警告表示の見方

私たちが使う製品の取り扱い説明書、ラベル、パッケージなどには、製品を安全に正しく使うためのさまざまな情報が書かれています。これらの中で「この製品には、使い方によってはこのような危険があります。こうして危険を避けてください」と危険情報を伝えるものが警告表示です。洗浄剤についている「まぜるな危険」も警告表示の一つです。

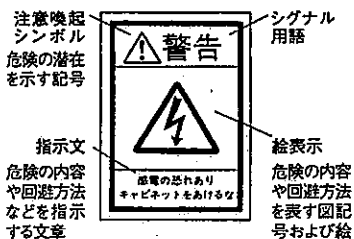
警告表示の多くは図のように①注意喚起シンボル②危険の大きさを「危険」「警告」「注意」で表すシグナル用語③危険内容を表す絵表示④指示文表示を組み合わせて図柄化され、視覚的に危険情報を伝えています。

製品事故を防ぐには、安全な設計にした上でさらに安全装置をつけて、製品そのものの安全性を高めることが一番ですが、それらの努力をしても完全に危険性を取り除けない場合があります。そこで警告表示をつけて「製品に残された危険」を消費者に知らせ、注意を喚起し、事故を防ぐことが不可欠となります。

警告表示は、いつでも見られるように製品本体に付けられ、よく目立ち、危険の内容が正しく伝わるものでなくてはなりません。また、危険の「種類」「大きさ」「警告を無視した場合に受ける被害」「危険の回避方法」「応急処置の方法」などの表示も必要です。

しかし、警告表示には、統一的な表示基準がありません。そのため各業界団体のさまざまな警告表示が付けられていますが、よく読んで正しい使い方をしましょう。

#### 製品本体への警告表示の例



#### 注意をよびかける図記号



#### 禁止をよびかける図記号



(財団法人電気製品協会のガイドラインによる(1993年12月作成))

—くらしの豆知識より—

# — 物価情報 —

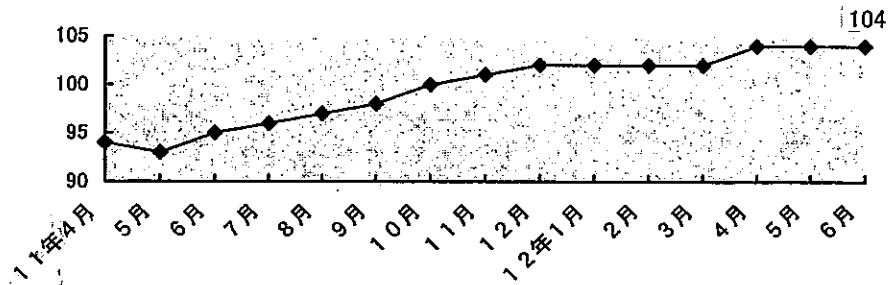
広島県環境生活部  
生活文化室

## 《 消費生活モニター調査結果 》

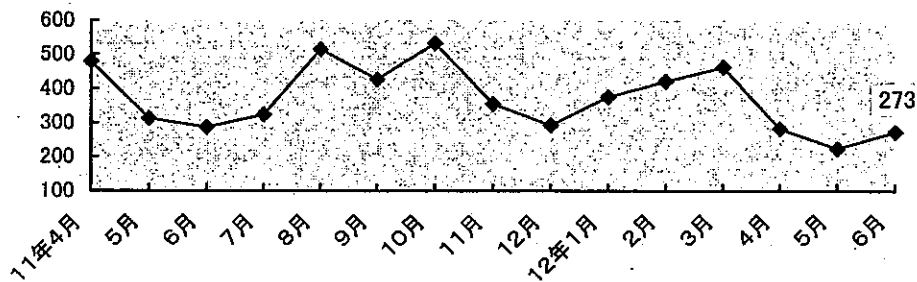
物価の安定は県民の生活安定の基礎となるものです。県では、国と連携し、生活関連物資の価格調査や業界等事情調査、消費者の意識調査などの物価安定対策事業を実施しています。

この一環として、県民90名を「消費生活モニター」に委嘱して行っている価格調査（毎月実施、食料品・日用品など26品目対象）の結果の中から、今回は2品目について紹介します。

### ガソリン（レギュラー 1ℓ 現金売り）



### レタス（玉レタス 1kg）



注) 両品目とも、平成11年度40名、平成12年度45名のモニターによる調査結果の平均値  
(消費税込)

#### 物価に関する問合せ先

経済企画庁物価ダイヤル	03-3581-3999
経済企画庁物価ファックス	03-3581-4772
広島県環境生活部生活文化室	082-228-2111
	(内線2853)

## お 知 ら せ

### 生活情報サロン7月展示

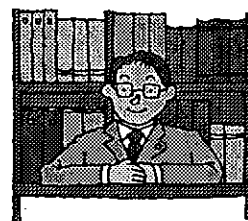
ちょっとした注意で安全で安心な暮らしを！

製造物責任（PL）法が施行されて5年になります。私たちの暮らしの中にも、安全マークのついた商品や注意表示が多くなりました。

マークの意味を知り、商品についての取扱説明書や表示をよく読んで、製品事故に遭わないように気を付けましょう。

### 消費者自立支援講座

主 催 福山地方生活センター  
 日 時 7月13日（木）13:30～15:30  
 場 所 福山合同庁舎第三庁舎8階会議室  
 テー マ 「身近なトラブル解決に役立つ消費者契約法」  
 講 師 広島弁護士会 弁護士 本田祐二氏  
 定 員 50名  
 参加料 無料  
 申し込み先 福山地方生活センター（0849）21-1311 内線 2240



### 消費者啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	参加者	講 師
7月3日（月）	竹原市志海東公民館	高齢者をねらう悪質商法	高齢者学級	センター職員
7月6日（木）	作木村山村開発センター	うまい話にご用心	高齢者	センター職員
7月8日（土）	宮川興業株式会社	あなたもねらわれています うまい話にご用心！	社員	センター職員
7月10日（月）	黒瀬町役場	高齢者の契約トラブルを防ぐ	民生委員	センター職員
7月11日（火）	福富町西公民館	高齢者の契約トラブルを防ぐ	民生委員	センター職員
7月12日（水）	豊平町琴庄老人集会所	高齢者をねらう悪質商法	高齢者学級	センター職員
7月14日（金）	豊平町西宗老人集会所	高齢者をねらう悪質商法	高齢者学級	センター職員
7月15日（土）	廿日市高校	あなたもねらわれています うまい話にご用心！	教師・保護者	センター職員
7月17日（月）	音戸町中央公民館	高齢者の消費生活トラブルの未然防止	高齢者学級	センター職員
7月19日（水）	甲奴町役場	賢い消費者になるために	民生委員	センター職員
7月19日（水）	吉舎町中央公民館	契約はよく考えてから	高齢者	センター職員
7月22日（土）	広島サンプラザ	介護保険制度の仕組みと消費者契約	教師	元生活センター 県民相談員 玉津富子
7月24日（月）	廿日市市役所	知っておきたいインターネットの基礎知識	一般消費者	広島大学非常勤 講師 福井五郎
7月24日（月）	三原市文化会館	消費社会の中で－消費者被害の防止と成年後見制度－	老人大学	司法書士 泉 哲哉
7月27日（木）	御調町ふれあいの里 老人福祉センター	最近の消費者問題と被害の未然防止について	高齢者大学	センター職員

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

広島県立生活センター 〒730-0036 広島市中区袋町3-17 シンヨービル6階 Tel082-240-5522  
 福山地方生活センター 〒720-0031 福山市三吉町1-1-1 県合同庁舎 Tel0849-31-5522  
 三次地方生活センター 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 県合同庁舎 Tel0824-62-5522  
 相談時間（月～金）9:00～16:00（12:00～13:00は休み）